

基金規程

(設置)

第1条 一般財団法人HATA（以下、当財団という。）に、公益活動支援基金(以下「基金」という。)を置く。

(目的)

第2条 基金は、当財団における公益活動の支援に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業に充てることとする。

(基金の構成)

第4条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附財産及びその運用益その他理事会〔※合議制の機関の名称。委員会などでも可〕において受入れることを決定した財産をもって構成する。

(財産の受入れ)

第5条 基金に係る財産の受入決定は、理事会〔※合議制の機関の名称。委員会などでも可。その場合最終決定は理事会〕が行う。

(財産の運用益)

第6条 基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金（当該収入金をもって取得した資産を含む。）は、当該基金に組み入れる。

(財産の買い換え)

第7条 基金に組み入れた財産を買い換えた場合、買い換えた資産は、当該基金の中で管理する。

(基金の支出方針)

第8条 基金内の財産の用途及び運用益の用途については、理事会〔※合議制の機関の名

称。委員会などでも可]において決定する。

(基金明細書)

第9条 基金については、別記様式に定める、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、当該明細書を当財団に5年間保存するとともに、その写しを毎事業年度終了後3カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁に提出することとする。

(基金の管理運営)

第10条 本規程で定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する事項については理事会〔※合議制の機関の名称。委員会などでも可]において決定する。

(事業年度)

第11条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第12条 基金に、基金の管理及び運用に関する事務の遂行のために、事務局を置く。
2 事務局の組織及び業務運営に関しては、別に定める。(事務局規程)

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は2024年12月26日より施行する。(2024年12月26日理事会決議)